



(東京西北部)

東京・法光寺跡

- 1 所在地 東京都新宿区荒木町
- 2 調査期間 一九九四年(平6)三月
- 3 発掘機関 新宿区教育委員会・新宿区法光寺跡調査団
- 4 調査担当者 榎木 真・成田涼子
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

法光寺は、譜代大名西郷氏の菩提寺として赤坂一ツ木村に寛永三年(一六二六)に建立された。その後四谷南寺町を経て、今回の調査地点にあたる市ヶ谷本村に移転してきたのは、寛文九年(一六六九)のことである。

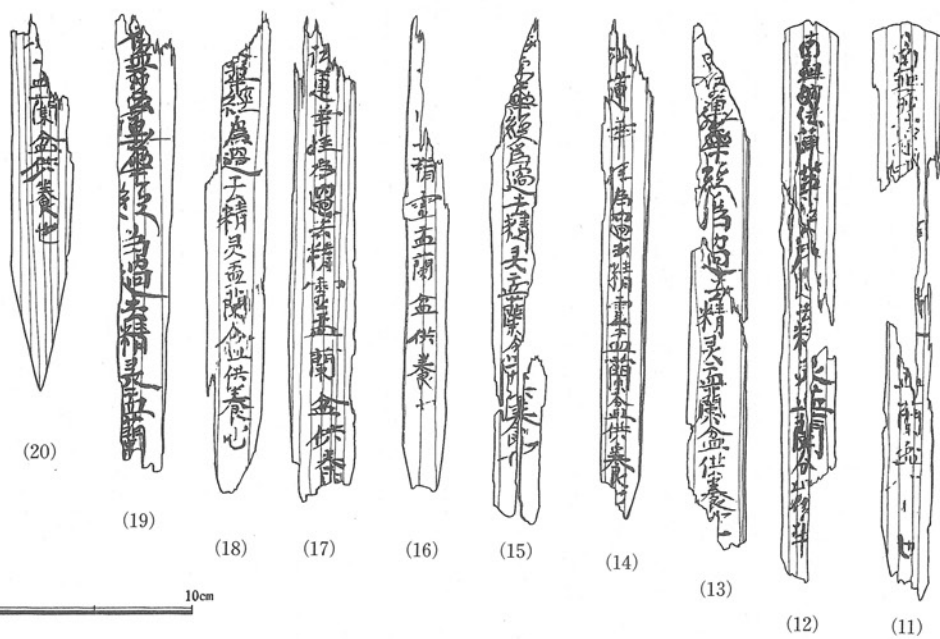
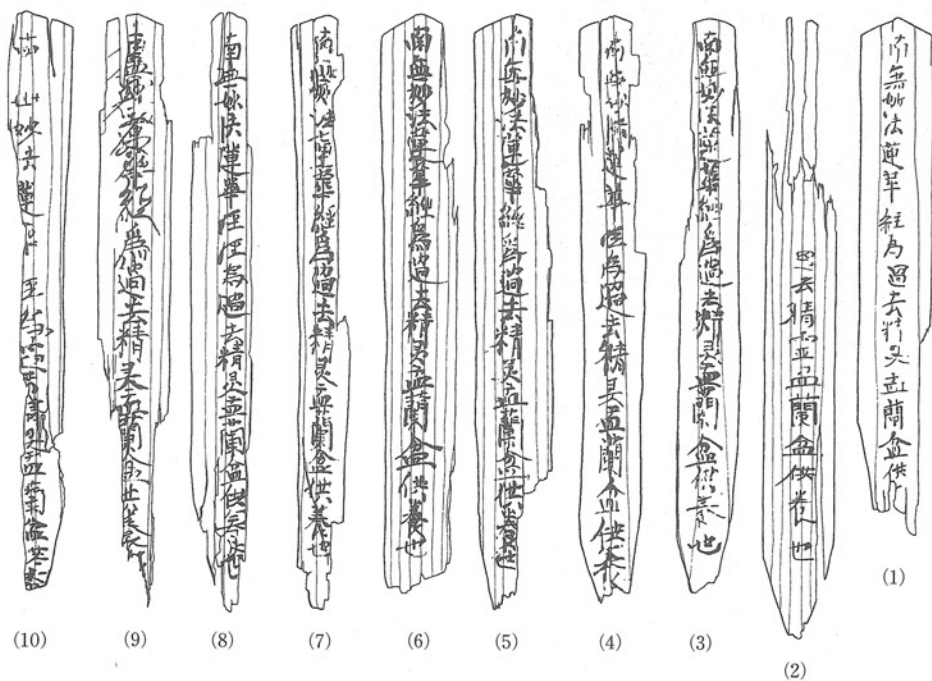
法光寺が位置するのは標高三〇m程の台地と、現在靖国通りとなっている紅葉川の流れる標高二〇m程の小谷を結ぶ斜面の下端近く

である。この斜面上の台地には、松平摂津守の屋敷が広く占地していたが、貞享年中(一六八四~八七)に摂津守の屋敷地の一部と法光寺の墓地の一部を土地して、甲州街道から靖国通りに下る新道が設置された(現在の「津守坂」)。

調査が行なわれたのは、津守坂の路上にあるN.T.Tのマンホール内で、改修作業中に人骨が発見されたことが契機となり、立会い調査が実施された。マンホールは津守坂設置時に法光寺より土地した部分にあたり、発見された埋葬施設八基は寛文九年以後、土地以前に埋葬されたものと言える。埋葬施設は円形木棺(早桶)七基と直葬墓一基が確認されたが、後世の攪乱を受けたらしく、遺存状態は悪い。

円形木棺の蓋には「深入□□／見十方□」と墨書のあるものが一点見られる。副葬品では木製の数珠玉、経軸の端部飾り一对、寛永通宝(六道銭)などが出土した。寛永通宝には古寛永と新寛永が含まれている。また、遺構外で銭面が「南無妙法蓮華經」の題目銭が四点出土している。今回発見された被葬者は、埋葬施設や副葬品から見て、下級武士か町人といった階層であると考えられる。

卒塔婆は、埋葬施設の確認面より下、整地層の層理面で集積した状態で出土した。整地層の形成された年代は不明であるが、前述のとおり法光寺の移転、土地の年代から一七世紀の後葉であると考えたい。



0 10cm

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養_ノ」
(268.0)×37.8×1.1 061
- (2) ×過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也
(322.0)×35.8×1.3 061
- (3) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也」
(298.5)×32.0×1.4 061
- (4) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養_ノ」
(300.5)×32.0×1.1 061
- (5) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也」
(304.0)×38.0×1.8 061
- (6) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也」
(301.0)×35.0×1.6 061
- (7) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也」
(308.0)×31.0×0.8 061
- (8) 「南無妙法蓮華經⁽⁴⁾為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也」
(313.0)×(31.5)×1.5 061
- (9) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也」
(308.0)×37.0×1.5 061
- (10) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養_ノ」
(305.0)×(30.0)×1.3 061
- (11) 「南無妙法蓮_ニ」孟蘭盆供養也
(301.0)×35.0×1.7 061
- (12) 「南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養_ノ」
(292.0)×28.0×2.0 061
- (13) ×妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也
(274.0)×30.0×1.5 061
- (14) ×法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養_ノ」
(259.0)×(25.0)×1.6 061
- (15) ×蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也
(261.0)×(26.0)×1.6 061
- (16) ×精靈_ヲ孟蘭盆供養也
(246.0)×(20.0)×1.6 061
- (17) ×法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養_ノ」
(252.0)×34.0×1.0 061
- (18) ×華經為過去精靈_ヲ孟蘭盆供養也
(246.0)×31.0×1.3 061
- (19) 南無妙法蓮華經為過去精靈_ヲ孟蘭_ニ」
(237.0)×32.0×1.8 061
- (20) ×孟蘭盆供養也」
(195.0)×30.0×2.1 061

法光寺跡出土の卒塔婆の個体数は、最も少なく見積もって四三点である。このうち状態の良い二〇点を抽出して掲載した。形態はい

ずれも薄いへぎ板状で、頭部は山形、脚部は鋭角の山形に成形されている。側面に刻みは入っていない。法量は幅二八―三七mm厚さ〇・八―二・〇mmである。長さは、全長の残っている製品が無いが、推定値で三一―三五cmとなる。長さ一尺、幅一寸の製品といえる。

表面(墨書のある面)の方が概して平滑であるが、中には表面にも加工痕が筋状に残る物があり、精緻な加工とは言い難い。材質は、二〇点鑑定した結果、全てトウヒ属である。

釈文は同一の文言であるが、中には文字が重複するものが数点ある。「霊」は(2)(14)(16)以外は、異体字の「灵」を用いる。字体には何カ所か特徴的な部分が見られ、全体の四分の一度度が髭題目で、他は楷書あるいは行書で書かれている。この中にも「経」の糸偏の崩し方、「蘭」の「東」部分に横画が多いもの、「也」の字形、「霊」が正字・異体字であるものなど、その組み合わせで数人の書き手がいたことが想定され、報告書では、四タイプに分類している。こうした状況から、髭題目を書ける僧侶の他に、卒塔婆書きに不慣れた数人が作業に携わっていたと思われる。

この卒塔婆は孟蘭盆会に際して先祖供養のために用いられたものだが、通常江戸の遺跡で発見されるような頭部に五輪の刻まれた長足五輪形ではなく、供養する人の戒名、施主の名、年月日も書かれていない。また、通常の卒塔婆の長さが四尺から八尺であるのに対し、本資料は一尺と格段に小さい。現在頭部に五輪のある一尺の卒

塔婆を用いる供養としては、施餓鬼のために行なわれる水塔婆、彼岸の行事である経木流しがある。本資料がこうした行事に用いられた可能性も考えられるが、ここでは可能性を指摘するにとどめたい。また、本来頭部に付くべき五輪を省略し、戒名や施主名を入れるオーダーメイド部分を排除した上で、素人の手を借りて大量生産を行なった結果がこの卒塔婆であると位置づけるならば、その背景には一七世紀末の中小寺院の経営状態、卒塔婆供養の民衆への広がりなど、多くの問題を孕んでいると言えるだろう。

9 関係文献

新宿区法光寺跡調査団『法光寺跡』(一九九五年)

(成田涼子(豊島区教育委員会))